

韮崎市バイオマстаун構想

1. 提出日 平成 20 年 2 月 29 日

2. 提出者 山梨県韮崎市長 横内公明

担当者：韮崎市農林課農林振興担当

〒407-8501

山梨県韮崎市水神一丁目 3 番 1 号

電話： 0551-22-1111

FAX： 0551-22-8479

メールアドレス： takeyuki.inoue@city.nirasaki.lg.jp



【武田信義公騎馬像】

3. 対象地域 韮崎市

4. 構想の実施主体

韮崎市、事業者、N P O 法人

5. 地域の現状

経済的特色

本市は、優位な交通条件を活かした工業団地の整備・企業誘致などにより先端技術産業の立地が進み、県下有数の製造品出荷額を誇る先進工業都市となっている。

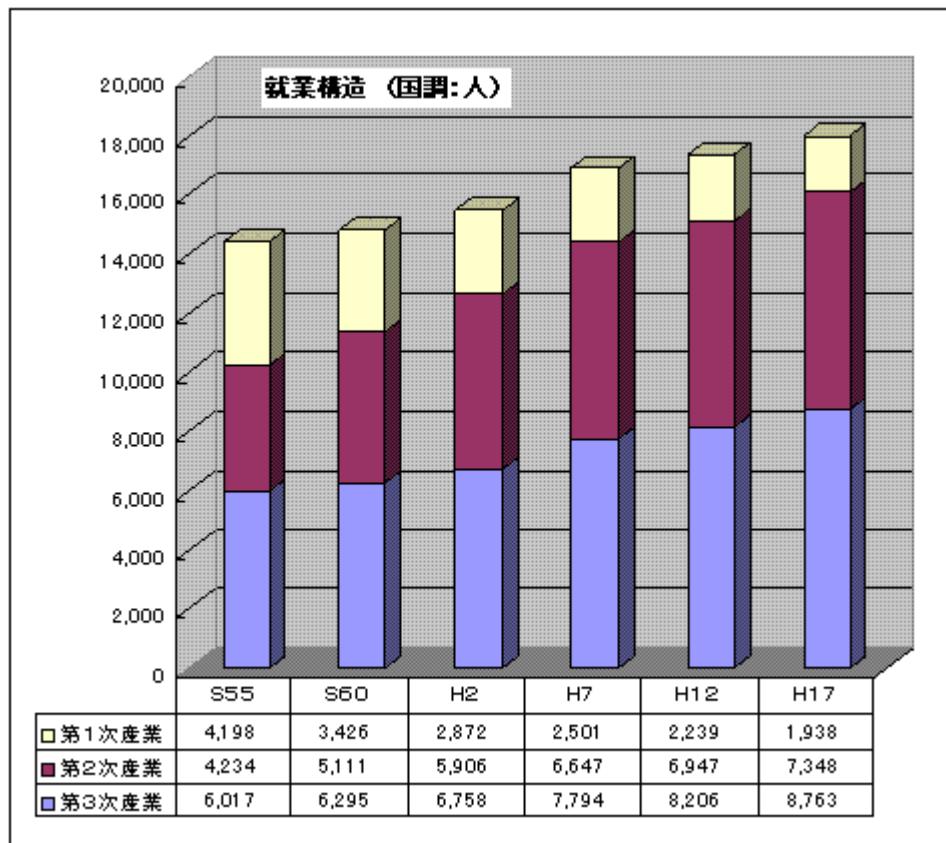
また、農業においては、果樹の専業者や稻作農家等といった農業構造形態となっているが、後継者育成などの問題もあり、苦慮しているところである。

今後、観光農園や直販施設等の整備を行い、消費者と生産者の交流を図り、消費者ニーズをつかむような農産物の生産を推進し、持続的な農業展開を目指している。

商業については、中心市街地の衰退化が進む中で、街路整備など買い物環境の整備や集いの場の再生などによる活性化を進めている。一方、観光や都市型のサービス産業については集積も少ないため、道の駅を中心とした基盤整備など、交流拡大を活かすビジネスの育成に努めている。

本市の就業人口は年々増加傾向にあり、就業構造は、第一次産業 1,938 人(全体の 10.7%)、第二次産業 7,348 人(全体の 40.7%)、第三次産業 8,763 人(全体の 48.6%)(国土調査)となっている。

本市の総農家戸数は 2,481 戸(平成 17 年農業センサス)である。このうち販売農家数は 1,645 戸であり、専業農家は 370 戸で 22.5% に過ぎず、残りの 77.5%(第一種兼業農家 97 戸、第二種兼業農家 1,178 戸)が生計の一部を農外所得に依存していると思われ、農家戸数は年々減少を続けている。



社会的特色

概要

昭和 29 年 10 月に 1 町 10 村が合併し、総面積 143 . 73 k m²、現在は人口 3 万 3 千人である。

韮崎市は、古くは、甲州街道の宿場町として栄え、多くの人々や物資が行き交い、武田氏発祥の地として、歴史に彩られた「武田の里」として知られている。

市内には、ぶどう、桃、りんご、さくらんぼなどの果実や、それらの農産物を加工したワインなど、豊かな自然環境が豊富な特産品等を提供している。また、武田の里まつりに代表される有形・無形の文化が育ち、サッカーフェスティバルなどが開催されるなどスポーツも盛んな都市であり、豊かな生活を過ごすことができる都市として、住みたいまちとして多くの支持を受けている。

なお本市では、「韮崎市環境基本条例」策定時に掲げた基本理念の実現に向けて、本市が行うさまざまな環境の保全、創造に関する施策及びエネルギー問題に関する項目を、総合的・計画的に推進していくことを目指している。

韮崎市の望ましい環境像を「みどり輝く豊かな未来」とし、施策の基本方針を 自然環境の保全、生活環境の保全、 快適環境の保全、 循環型社会の構築、 環境保全活動の推進を 5 つの柱としている。



【新府桃源郷と南アルプス】

エネルギー問題に関する項目に関しては、基本方針の「循環型社会の構築」において、資源・エネルギーの有効利用の推進及びごみの減量・リサイクルの推進を掲げている。市域の電気・エネルギーの消費量を把握し、資源・エネルギーの有効利

用を図るために、市民の一人ひとり及び事業所が有効利用に協力することが重要であり、そのために取り組みへの普及啓発に努める。ごみ処理については、再資源化率をさらに向上させるための施策を講じる。

また、新エネルギー・省エネルギー設備や機器の普及を図るとともに、市民・事業者への啓発活動を推進する。

人口・世帯の状況

本市の人口は、昭和 29 年 10 月の合併による市発足当時には総人口 32,140 人であったが、昭和 45 年には 27,267 人と最多時の 84.8%まで減少した。その後、高速交通体系をはじめとする社会資本の充実や、各種産業基盤の整備、都市機能の拡充による住環境の向上に伴い、定住人口は順調に増加している。世帯数も年々増加しているが、少子化や核家族化が進行しており、住民属性の多様化や地域性の変化に対応した住環境整備やコミュニティ活動の促進が求められている。

現在の蓮崎市の人口は、平成 19 年 12 月 1 日現在の 33,603 人で、65 歳以上の人口は、6,962 人であり、また構成比は 20.72%となり、高齢化も進みつつある。

調査年別・人口・世帯数の推移

年次	人口 (計)	男	女	世帯数
520 年	34,863	16,679	18,184	6,651
25 年	33,469	16,140	17,329	6,251
30 年	31,698	15,199	16,499	6,031
35 年	30,244	14,913	15,331	6,235
40 年	27,728	12,910	14,818	6,225
45 年	27,267	12,968	14,299	6,680
50 年	27,334	13,227	14,107	7,089
55 年	27,343	13,273	14,070	7,487
60 年	28,175	13,858	14,317	8,041
H 2 年	29,766	14,690	15,076	8,597
7 年	32,097	15,814	16,283	9,769
12 年	32,707	16,204	16,503	10,690
17 年	33,801	16,743	17,058	11,456

住民基本台帳人口

年 月 日	男	女	計
平成 12.10.31	人	人	人
平成 13.10.31	16,124	16,365	32,489
平成 14.10.31	16,048	16,346	32,394
平成 15.10.31	16,101	16,296	32,397
平成 16.10.31	16,014	16,241	32,255
平成 17.10.31	16,092	16,233	32,325
平成 18.10.31	16,056	16,184	32,240
	16,044	16,200	32,244

土地利用

本市の総面積 143.73k m²である。そのうち山林面積が 82.95k m²、田畠が 24.94k m²、宅地が 8.92k m²であり、山林が市全体の面積の 57.7%を占めている。

(単位 千m²)

総面積	田	畠	山林	宅地	その他
143.73	12.69	12.25	82.95	8.92	26.92

地理的特色

本市は、山梨県の北西部、甲府市から北西に約 12km に位置する山岳盆地で、南は南アルプス市、東は甲斐市、西・北は北杜市に接している。

東西方向に約 15.5km、南北方向約 13km で、市面積は県面積の 3.2% にあたる 143.73 km^2 となっている。

市域の東には茅ヶ岳、西には南アルプスがそびえ、東西二方を山岳に囲まれ、南北の二方が開けた地形になっている。東・西・北の山岳地帯からは無数の大小河川が流れ釜無川、塩川に注いでいる。釜無川及び塩川の流域には沃野が開けていて、これを二分して七里岩台地が走り、地勢は全体的に山地、山麓地、丘陵台地などにより複雑な様相を呈している。



【韮崎市の全景】

気候

本市の気候は、全般的に降雨量が少ないうえに寒暖の差が厳しく、季節風の影響が大きい内陸性の気候となっている。特に日射量は全国的に見ても非常に多く、過去10年間における平均日照時間は約2,040時間と全国平均約1,900時間を大きく上回っている。

平成16年(2004年)の観測では、年間平均気温14.7、最高気温38.0、最低気温-7.0、年間平均風速2.1m/s、年間降水量1,606mmとなっている。

韮崎市の気温

月別	気温()			平均湿度	平均風速	天気日数				降水量 mm
	最高	最低	平均			晴	曇	雨	雪	
1	13.1	8.6	2.1	52.8	3.7	22	5	2	2	22.0
2	21.2	8.0	4.3	59.2	3.2	18	7	3	0	124.5
3	18.8	4.3	6.9	53.0	4.2	23	6	2	0	61.0
4	23.8	0.9	12.0	54.9	3.4	20	7	3	0	78.0
5	31.5	6.1	17.4	69.3	2.6	19	8	4	0	48.5
6	32.4	12.8	21.2	72.2	2.0	16	12	2	0	66.0
7	35.9	18.1	14.5	81.5	1.6	11	13	7	0	224.5
8	36.1	18.2	25.9	70.3	2.0	24	7	0	0	58.0
9	33.3	12.3	21.6	68.4	1.9	17	5	8	0	106.0
10	25.3	9.6	17.1	66.9	2.4	23	2	6	0	100.0
11	20.9	0.9	10.4	64.0	2.5	22	6	2	0	110.0
12	17.1	2.6	5.5	61.1	2.7	22	6	3	0	88.0
平均	25.8	4.5	13.2	64.5	2.7	19.8	7.0	3.5	0.2	90.5

行政上の地域指定

農業振興地域 (S45年度)

山村振興地域 (S31.5.4)

都市計画区域 (S45.12.24)

低開発地域 工業開発地域 (S45.12.24)

農村地域 工業導入地域 (S47.7.10)

6. バイオマстаун形成上の基本的な構想

本市は、農業(稲作・桃・ぶどう)が盛んなことから、農業系のバイオマス資源が多くある。また、地形的にも山々に囲まれていることから木質系バイオマス資源も多くある。

このような背景から、本市の地域特性、関連計画による方向性、新技術的動向、市民・事業者の意向に即し、市民と事業者、行政が一体となり環境問題に取り組む方向を示しながら、環境やエネルギー問題への取り組みを通じて、これまでの大量消費社会を見つめ直し、自然と共生する暮らしを取り戻すことで、持続可能な、地域循環型社会を構築する。

韮崎市のバイオマス年間発生量

バイオマス	変換・処理方法	発生量 (t)
(廃棄物系バイオマス)		22,262.4 t
家畜排泄物	堆肥化	18,407 t
食品残渣	一般家庭 焼却	3,327 t
	小中学校 堆肥化処理	17.4 t
廃食用油	一般家庭 焼却処理	129.4 t
	小中学校 焼却、家畜・養魚飼料 工業用脂肪酸	7.6 t
建設発生木材	チップ化等	285 t
都市公園剪定枝	焼却	89 t
(未利用バイオマス)		8,920 t
稻わら	堆肥化・家畜飼料・敷きわら	5,659 t
もみ殻	堆肥化等	1,344 t
林地残材	林地内自然腐食	374 t
果樹剪定枝	チップ化・焼却	1,169 t
間伐対象木	林地内自然腐食	374 t

地域のバイオマス利活用方法

廃棄物系バイオマス

・家畜排泄物

本市の家畜の飼育数は、肉用牛1,102頭、豚2,593頭、鶏56,985羽であり、発生する家畜糞尿の量は、約50.43t /日であり、現在は畜産農家の個別の堆肥舎等で堆肥化している。

将来的には、堆肥化施設を建設し、食品残渣やわら、剪定枝等と合せて発酵させ、完熟堆肥を一定した品質で生産するとともに、製造した堆肥を農地へ還元していく。

・食品残渣

市内全域から排出される食品残渣は、年間 3,327 t で、そのほとんどがごみステーションで集められ、峡北広域環境衛生センターで可燃ごみとして焼却され、熱利用されているが、今後はこれを堆肥化して地域の農地へ還元することで、より有効な利用を推進する。

現在の市（市内事業者）の取組みでは、

- 1 市内全小中学校では、平成 13 年度から生ごみ処理機を設置し、給食残渣の完全堆肥化
- 2 家庭用生ごみ処理機・コンポストの購入に対し補助金を交付し、ごみの減量化
- 3 平成 19 年 7 月からは、モデル地区（竜岡町みだいスカイタウン）の大型生ごみ処理を使った、堆肥化実験
- 4 スーパーマーケットが独自に店先に大型生ごみ処理機を設置しており、市民も、スーパーマーケット利用時に、家庭から出る生ごみを、買い物時に持ち込み投入。また、その事業者も店舗から出る生ごみを投入し堆肥化

を、行い製造した堆肥は一部の農地や菜園で利用されている。

本市では一般家庭の食品残渣の利活用目標を 90% とし、今後 3 年間で、生ごみ処理機を市内 10 ヶ所に設置し、発酵期間を短縮し完熟堆肥に変換し農地へ還元する。第一段階として、事業系の食品残渣の堆肥化を生ごみ処理機を利用し行っていく。

短期計画

	1 年目	2 年目	3 年目
生ごみ処理機 設置台数	2 台	4 台	4 台
事業内容	事業系の食品残渣の 堆肥化	一般家庭の食品残渣の堆肥化	
方法	日量 100 k g の処理機		

将来的には、市内全域の生ごみを収集し、わらや剪定枝等と発酵させる堆肥化施設の建設も検討している。

・廃食油

年間の廃食油は 137 t（推計）で、現状ほとんどが可燃ごみとして焼却され熱利用されているが、今後はこれを畜産農家の飼料等に変換することで、より有効な利用を推進する。

市では、現在小学校（一校）と市立病院で県内民間事業者が回収し、家畜配合飼料、養魚用飼料、工業用脂肪酸へ変換し活用している。

平成 20 年度からは、市内全小中学校全校へ対象を広め、上記と同様に活用していく。

将来的には、市内で発生する廃食油を、収集し、B D F 化し利用を検討していく。

未利用バイオマス

・稻わらもみ殻

本市は、山梨県内でも有数の稲作地域で、稲わらは 5,659 t / 年、もみ殻は 1,344 t / 年があり、現状ほとんど鋤き込み等が行われており、それ以外では家畜飼料・敷わらなどに使われている。

当面の間は、耕畜連携を中心に飼料として活用し、堆肥化施設等が稼動した際には、食品残渣や剪定枝等の堆肥化の副資材として使用していく。

また、ソフトセルロース原料の収集・運搬からバイオ燃料を製造・利用するまでの技術の動向も考え、将来的には取り込みも検討する。



・木質系

本市の豊かな森林及び桃やぶどう等の果樹園、また各家庭の庭木などからの剪定枝等の豊富な木質資源が数多くあるが、チップ化での利用は少ないため、林地での自然腐食や畠地等での焼却処分がほとんどである。

今後、森林ボランティアや森林組合等の協力を得て、収集した林地残材などのバイオマス資源を木質チップ、ペレットなどの燃料の製造、ボイラーやストーブの導入により、発電・熱利用等への活用を検討する。

転換技術	方式	実用レベル
直接燃焼	ストーク炉(固定、傾斜、移床) / 流動炉層(バーリング、循環式) / キルン炉	実用事例多数
	小規模ガス化炉	実証段階
燃料転換	ペレット(ボイラー、ストーブ)	実用事例あり
	炭化	実用事例あり
熱化学的 転換	ガス化(部分酸化)	実証段階
生物化学的 転換	エタノール発酵	開発研究段階

また一方では、食品残渣やわら等と合わせて発酵させる堆肥化施設の建設も検討している。

バイオマスの利活用推進体制

市全体の取り組みとして推進していくために、下記の団体で韮崎市バイオマス推進協議会(仮称)を設置する。

韮崎市バイオマス推進協議会(仮称)

農業代表者 農業団体代表者 韮崎市地区長連合会 梨北農業協同組合
韮崎市商工会 峡北森林組合 食品事業者 有識者 N P O 山梨県関係局
市職員

・各々の役割

市民の役割

普及推進組織等への参画など、地域の取り組みや普及活動に積極的に参加する。

これらの活動を通し、現在のエネルギーを大量に消費する生活を見直し、新エネルギーや省エネルギーの推進による、地域循環型社会の実現に向けたライフスタイルの確立を図る。

農業・林業関係者の役割

農業・林業関係者は、バイオマスの活用の流れから見れば、重要な主体である。バイオマスの活用に向けての大きな課題となっているのは、「資源収集の効率化」、「資源収集コストの低減」であるが、この課題を解決していく上で農業・林業関係者に期待される役割は非常に大きいといえる。

このため、農業・林業関係者にあっては、さらなる努力を続けるとともに、県や市町村が行う活用に向けた取組に対して積極的に協力していくことが求められる。

事業者・有識者の役割

事業者は、産業活動の中で多様なエネルギーを消費していることから、国などが実施する各種助成制度などの支援策を有効に活用しながら、工場や事務所へ新エネルギーを導入する。

また、地域に適合した新エネルギーの技術開発や、それらを活かした産業の振興を図る。

新エネルギーや省エネルギー事業に向けた技術開発に取り組むとともに、新エネルギー普及の推進母体となる市民組織との有機的な連携を図る。

行政の役割

公共施設への導入を率先して行うとともに、市民・事業者等への情報発信を行い、市民・事業者等への普及啓発に努める。

なお、導入にあたっては、国や県などの各種支援制度の活用を図る。

また、小学生や中学生に対しては、学校教育にエネルギー・環境問題を積極的に取り入れることにより、新エネルギーの必要性について理解を深めてもらう。

導入にあたっては、問題の解決だけでなく、環境問題や地域産業の活性化など、市が抱えるまちづくり全体の問題の解決に寄与する取り組みを行う。

このために、普及に向けた推進母体となる市民組織等の設立に向けた支援・調整を行い、市民や事業者の自発的な取り組みを支援する。

導入推進による、地域循環型社会の実現に向けたライフスタイルの確立を図る。

取組工程

・食品残渣の堆肥化

市内 10ヶ所設置を計画

平成 20 年度 市民への堆肥化取組の説明 堆肥化の環境整備

生ごみ処理機 2 台設置 事業系食品残渣 試験開始(2箇所)

投入量、生産量、製造された堆肥の成分、ごみの減量化率

稼働率等を調査し、ごみの減量化方法の実証にする。

平成 21 年度 生ごみ処理機 4 台設置 家庭系・事業系食品残渣

平成 22 年度 生ごみ処理機 4 台設置 家庭系・事業系食品残渣

平成 23 年度～ 一定量の堆肥が確保できるようにし、また、利用販売先を確保するとともに、堆肥を利用した有機栽培など農業振興にも関連付けていく。

・家畜排泄物の堆肥化

現状では、畜産農家の堆肥舎等で堆肥化しているが、平成 22 年度には空き堆肥舎を利用し仮堆肥化施設を開設する。将来的には堆肥化施設の建設を検討していく。

・廃食油の活用

平成 20 年度から、市内全小中学校の廃食油はすべて、家畜配合飼料・養魚用飼料・工業用脂肪酸に変換していく。

家庭系の廃食油については、可燃ごみとして焼却しているが、BDF 精製施設の建設の検討と併せて、長期的に調査研究していく。

・稻わらもみ殻

平成 22 年度に仮堆肥化施設を開設し、堆肥化の副資材として検討を進める。

バイオエタノールの生産は、現在セルロース系原料からバイオエタノールを効率よく生産する技術が確立していないので、新技術の研究等の動向を見ながら検討していく。

・木質系の活用

平成 24 年度までに、森林組合と共同で林地内からの搬出や利用等検討し、活用に向けて準備を進める。

平成 24 年度以降には、公共施設でのペレットストーブやボイラーなど木質系を利用した燃料使用を検討していく。

・堆肥化施設

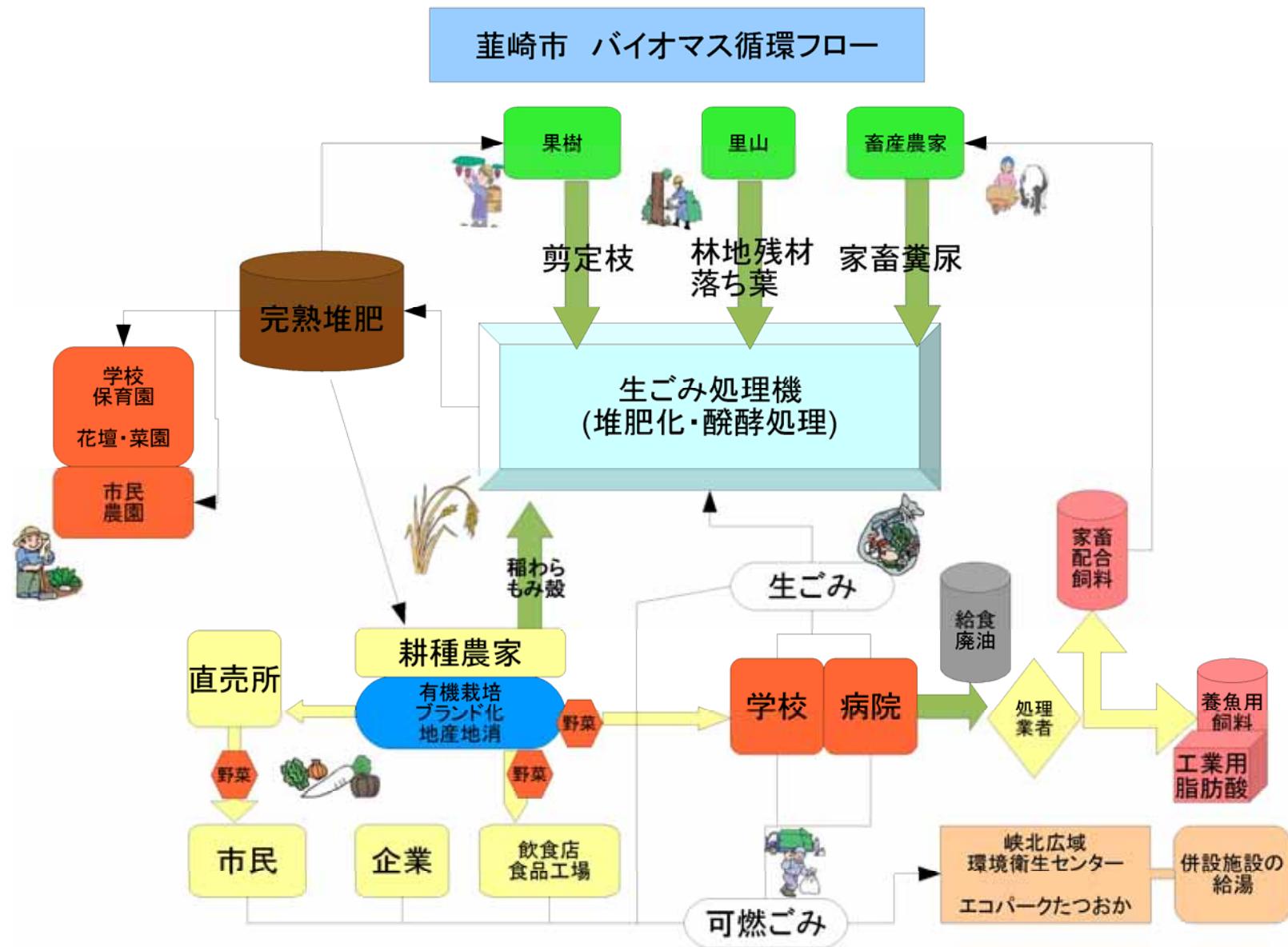
堆肥化の長期的な目標として、堆肥化施設の建設を進める。

中期的な目標として、平成 22 年度には空き堆肥舎等を利用し、仮堆肥化施設を稼動させ、堆肥化を進めていく。

ここでは、市内にあるバイオマス（食品残渣・家畜排泄物・剪定枝等）を有効活用し、完熟堆肥を一定した品質で生産していく。

スケジュール

事業	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	長期的
食品残渣の堆肥化(事業系)	生ごみ処理機設置(H22まで) 市内企業で試験開始 (2箇所で堆肥化)			堆肥の販売開始		(市内バイオマスを利用し完熟堆肥作成) 堆肥化施設建設
食品残渣の堆肥化(家庭系)		毎年4台ずつ設置(計8台) 地区4箇所を選定し、収集型・拠点型の堆肥化実験				
家畜排泄物堆肥化			空き堆肥舎を利用して、堆肥化施設を開設し、堆肥の発酵を行う	副資材として利用 (稻わらもみ殻)		
木質系		搬出・利用方法検討			果樹の剪定枝 林地残材の利用	
廃食油	市内小中学校・市立病院の廃食油の家畜配合飼料等への変換			BDF調査検討		
						→
						→



7. バイオマстаун構想の利活用目標及び実施により期待される効果

利活用目標

廃棄物系バイオマス 98%の利活用

家畜排泄物については、畜産農家自ら堆肥化し 100%田畠に還元しているので、今後も堆肥化を維持していく。

食品残渣については、生ごみ処理機を設置し、モデル事業を進めながら、将来的には、家庭系・事業系の食品残渣 90%の堆肥化を目指す。

廃食油については、平成 20 年度に、小中学校 100%利活用を目指し、家庭系と事業系の廃食油についても、B D F 化を検討しつつ 85%を目指す。

未利用バイオマス 58.1%の利活用

木質系の林地残材や果樹剪定枝等の未利用バイオマスが存在しているが、この資源の搬出や利用等を検討し、活用に向けた準備を進めて 58.1%の利用率を目指す。

期待される効果

従来焼却していた、食品残渣等を堆肥化することにより、CO₂の削減・地球温暖化防止・焼却費の削減が期待できる。

食品残渣や家畜排泄物から生産される堆肥の活用を進めることにより、新しい事業としての利活用施設の建設、運転・維持管理など新しい就業機会が創出される。

また、その利活用の結果、生産された堆肥や堆肥を使った農産物を商品化し、市場・道の駅などで販売することにより新しい特産品(地域ブランド)が生まれる。

地域住民との協同作業により、バイオマスへの理解と、堆肥などのバイオマス利活用製品の地域や農地で有効利用され、地域活性化が期待できる。

バイオマスタウン構想を進めることにより、循環型社会の構築を目指し、垂崎市環境基本条例の基本理念でもある、「みどり輝く豊かな未来」をつくる。

バイオマスの発生量と利活用と将来の目標

単位：t

バイオマス		賦存量		現在の利活用量				将来の目標量			
		湿潤	炭素換算	湿潤	炭素換算	変換・処理方法	利用率	湿潤	炭素換算	変換・処理方法	利用・販売
(廃棄物系バイオマス)		22,262.4	1,488.8	18,717	1,229.2		82.6%	21,909.2	1,458.8		98%
家畜排泄物		18,407	1,098	18,407	1,098	堆肥化	100%	18,407	1,098	堆肥化	農地還元利用・販売
食品 残渣	一般家庭	3,327	147	0	0	焼却	未利用	2,994.3	132	堆肥化	農地還元利用・販売
	小中学校	17.4	0.8	17.4	0.8	堆肥化処理	100%	17.4	0.8	堆肥化	農地還元利用・販売
廃食用油		137	98	7.6	5.4	焼却 家畜・養魚飼料 工業用脂肪酸	5.5%	116.5	83	家畜・養魚飼料 工業用脂肪酸	畜産利用販売
建設発生木材		285	125	285	125	チップ化等	100%	285	125	チップ化 ペレット化 堆肥化	販売
都市公園剪定枝		89	20	0	0	焼却	未利用	89	20	チップ化 ペレット化 堆肥化	販売
(未利用バイオマス)		8,546	2,348	3,520.5	970.2		41.3%	5,051.5	1,364		58.1%
稻わら		5,659	1,620	2,264	648	堆肥化 家畜飼料 敷きわら	40%	2,829.5	810	堆肥化副資材 家畜飼料 敷きわら	農地還元 畜産利用 販売
もみ殻		1,344	385	672	192	堆肥化等	50%	940.8	269	堆肥化副資材	農地還元
林地残材		374	83	0	0	林地内自然腐食	未利用	112.2	25	チップ化 ペレット化 堆肥化	販売
果樹剪定枝		1,169	260	584.5	130.2	チップ化・焼却	50%	1,169	260	チップ化 ペレット化 堆肥化	販売

8. 対象地域における関係者を含めたこれまでの検討状況

- ・ 薩摩川内市地域新エネルギービジョン策定及び市民アンケート
- ・ 食品残渣堆肥化モデル地区(竜岡町みだいスカイタウン地区 64 戸)による実験
- ・ 市内各地区(100 地区)へのアンケート(食品残渣堆肥化モデル地区選定)
- ・ 説明会(食品残渣堆肥化モデル希望地区)

9. 地域のバイオマス賦存量及び現在の利用状況

バイオマスの発生量と利活用と将来の目標を参照

10. 地域のこれまでのバイオマス利活用の取組状況

経緯

- ・ 家庭用生ごみ処理機及びコンポスト購入者への補助金

(平成 17 年 4 月 1 日から)

平成 19 年 12 月末現在

家庭用生ごみ処理機	745 基
コンポスト	1,065 基

平成 19 年 7 月から、薩摩川内市内でモデル地区を選定し、「大型循環生ごみ処理機」を導入し、検証を行ってきた。

「50 kg / 日生ごみ処理機」を地区に設置し、家庭から出る生ごみの収集を行い、生ごみの堆肥化と減量化の取組み・実験を行ってきた。

平成 19 年 7 月から 12 月末

設置地区 : 164 人 / 61 世帯

利用 : 1 日平均 14 世帯の利用で、平均投入量 35.3kg

1 ヶ月平均 1,059kg

年間総量の推計 12,700kg

・ 生ごみ処理機による堆肥化

(平成 13 年 4 月)

市内の小学校(5 校)と中学校(2 校)に、それぞれ生ごみ処理機を設置し、日々の給食残渣の堆肥化を行う。

全小中学校で、日量 90.15kg / 年間 17.4t が堆肥化されている。

・ 給食調理後の廃油利用

市内小学校(一校)及び市立病院の給食調理後の廃油を県内の民間事業者が回収し、用途に応じて各種加工業者に納入し、リサイクルしている。

関連事業・計画
韮崎市環境基本条例の制定

(平成 14 年 9 月 25 日公布)

生ごみ処理機及びコンポスト購入者への補助金

(平成 17 年 4 月 1 日改正)

浄化槽を設置する者に対し、設置に係る費用の一部を補助

(平成 14 年 4 月 1 日から)

熱分解溶融プロセスによる「都市ごみ処理施設」

峡北広域環境衛生センター(160 トン / 日)

(平成 15 年 3 月 稼動)

既存施設

施設名	
峡北広域環境衛生センター (エコパークたつおか)	可燃物等を焼却した熱エネルギーを利用 し、併設する施設の浴槽等へ給湯する。 (サーマル・リサイクル)

